

CLAIR REPORT

韓国地方公務員の人事制度について

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 127 (December 25, 1996)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 地方公務員について	2
第1節 地方公務員の概要	2
1 公務員の概念	2
2 地方公務員の概念	2
第2節 地方公務員の区分及び種類	3
1 経歴職公務員	3
2 特殊経歴職公務員	4
第3節 地方公務員の現況	6
1 全国の地方公務員数	6
2 地方公務員の職種別・職級別構成	6
3 各所属の定員管理	7
第2章 地方人事機関について	9
第1節 任用権者	9
1 固有任用権者	9
2 委任任用権者	9
第2節 人事委員会	9
1 設置	9
2 委員会の構成	9
3 会議	10
4 機能	10
第3章 地方公務員の任用について	11
第1節 任用の概要	11
第2節 新規任用	11
1 新規任用試験受験資格	11
2 公開競争新規任用	13
3 特別任用	14
4 試補任用	16

第3節	昇任	16
1	昇任基準	17
2	昇任の種類及び方法	17
3	昇任所要最低年数	18
4	昇任の制限	19
5	昇任候補者名簿の作成	20
6	5級職（研究官、指導官）への一般昇任試験	25
第4節	転職の任用	26
1	転職の要件	27
2	転職任用の制限	27
3	転職試験方法	27
4	転職試験の免除	28
第5節	兼任	28
1	兼任の要件及び範囲	28
2	兼任期間及び手続き	29
3	兼任公務員の服務及び報酬	29
第6節	派遣	29
1	派遣事由、対象機関及び期間	30
2	派遣手続き	30
3	派遣に伴う欠員補充	30
4	派遣者の服務及び報酬	31
第7節	補職管理	31
1	補職管理の原則	31
2	配置換えの制限	32
第8節	人事交流	33
1	計画による人事交流	34
2	公務員個人別人事交流	35

第4章 制度の具体的運用について	36
第1節 日本の制度との差異	36
1 補職の原則	36
2 内務部、市・道及び一般市・郡の人事の一体化	36
3 全国同一制度	36
第2節 採用	37
1 道の現況	37
2 一般市、郡の現況	37
第3節 昇任	38
第4節 内務部及び一般市・郡との人事交流	38
1 内務部との人事交流	38
2 道内一般市・郡との人事交流	39
第5節 道庁内に配置されている国家公務員	39
本レポートの用語の定義	40
参考文献	41

はじめに

韓国では、1995年6月27日に日本の都道府県に当たる15の広域自治団体（1特別市、5広域市、9道）の首長と議会議員、日本の市町村に当たる230の基礎団体（67一般市、98郡、65自治区）の首長と議会議員の選挙が実施され、選挙以前は、官選による首長であり、中央集権的色合いの強い地方自治であったものが、本格的な地方自治の時代を迎えることとなった。現在、各地方自治団体では、国家依存体質からの脱却を目指し、財政面・人事面での自立、施策面での独自性を求めていく動きが起こっており、その動きは今後益々強まっていくものと思われる。

韓国における地方公務員制度は、「地方自治法」、「地方公務員法」、「地方公務員任用令」ほか八つの大統領令にその法的根拠を置いている。形式的には日本のそれと類似しており、公務員の概念も日本とほぼ共通している。しかし、運用面においては、若干の差異が見うけられる。

そこで、本レポートは、地方自治時代を迎えた韓国地方公務員の人事制度の概要について報告しようとするものであり、公務員の概念に始まり、地方公務員の種類、現況、採用・昇任などの任用、制度の具体的運用について述べることとする。

ただし、現在、韓国地方公務員の人事制度は、地方自治時代に対応したものとなるように改変が進められており、道庁内主要ポストの国家公務員配置から地方公務員配置への振り替え、一般職5級職への昇任時における試験昇任から審査昇任への切り替え、邑・面・洞長の別定職から一般職への振り替え、地方5級職採用試験（地方高等考試）の実施などの施策が進められており、今後とも、2級職以上地方公務員の創設など、この方向での改変が実施されていくものと思われる。

また、現在頻繁に行われている内務部と広域自治体、広域自治体と基礎自治体間の人事交流についても、今後は、採用から定年まで一つの自治体でという日本のような方式に変わっていくのではないかと考えられる。

従って、本レポートは制度の改変中に作成したものであり、その内容は1996年2月現在のものであること。また、内容的にも人事制度の細部や運営の実態については十分なものとなっていないことをご了承いただきたい。しかしながら、韓国の地方公務員の人事制度について日本に紹介した文献はほとんどなく、今後、日韓の相互理解の一助となれば幸いであると考えます。

最後に、本レポートを作成するにあたって、資料の収集・翻訳、資料の提供及び聞き取り調査などにご協力いただいた方々に、この場を借りて感謝申し上げます。

第1章 韓国地方公務員について

第1節 地方公務員の概要

1 公務員の概念

(1) 最広義の公務員

公務を遂行する者であって、私法上の契約、行政手続きによる私権の設定・事務委託などにより、公務に従事する私人をも包含する概念である。

(例)

国・公立学校の時間講師、行政手続きにより私権を設定された企業者、公営企業体の職員、租税徴収義務者、統・里・班長

(2) 広義の公務員

国又は地方自治団体と特別な公法上の勤務関係を維持しながら、公務を担当する機関の構成者をいう。これは、国家公務員法第2条及び地方公務員法第2条に規定する公務員を全て包含する概念だと言うことができる。

(3) 狭義の公務員

勤務関係が法律による規律を受け、特別権力的拘束を受ける公務員をいう。すなわち、実績と資格によりその身分が保障される職業公務員として国家公務員法第2条及び地方公務員法第2条の公務員の中で、経歴職公務員（一般職、特定職、技能職）がこれに該当するといえる。

2 地方公務員の概念

最広義、広義、狭義の公務員概念に属する公務員の中で、地方自治団体でその事務を遂行する公務員を地方公務員とすることができ、また次のように区分し、説明することができる。

(1) 地方公務員法適用対象公務員

広義の公務員概念に属する地方公務員の中で、特殊経歴職である政務職、別定職、専

門職及び雇用職公務員は、特別な規定がない限り、地方公務員法第5章報酬及び第6章服務に関する規定を除いて、地方公務員法適用対象から除外されている。従って、事実上の地方公務員法適用対象者は経歴職公務員で一般職、特定職及び技能職公務員である。

(2) 国家公務員との区分

任用主体、報酬負担主体、勤務機関、担当事務などを基準にし、次のように区分することができる。

基 準	地 方 公 務 員	国 家 公 務 員
任用主体	地方自治団体の長または任用権の委任を受けた者	大統領または任用権の委任を受けた者
報酬負担	地方費	国費
勤務機関	地方自治団体	国家機関
担当事務	地方自治事務	国家事務
適用法	地方公務員法	国家公務員法

第2節 地方公務員の区分及び種類

地方公務員法第2条で地方公務員を大きく経歴職公務員と特殊経歴職公務員に分類し、その種類を次のように規定している。

1 経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、一生公務員として勤務することが予想される職業公務員である。

(1) 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に対する業務を担当し、職群・職列別に区分される公務員である。

ア 地方公務員任用令別表 1 の職級を持つ公務員

- ・職分類：8 職群、38 職列、71 職類
- ・階級分類：1 級～9 級

イ 地方研究職及び指導職公務員の任用等に関する規定別表 1 の職級を持つ公務員

- ・職分類：6 職群、8 職列、29 職類
- ・階級分類：研究職は研究官と研究師、指導職は指導官と指導師

(2) 特定職公務員

地方消防公務員と他の法律が特定職公務員として特殊分野の業務を担当する公務員である。ただし、現在、地方特定職公務員は地方消防公務員法の適用を受ける地方消防公務員だけである。

地方消防公務員の階級区分

- ・地方消防正監、地方消防監、地方消防正、地方消防領、地方消防警、地方消防警尉、地方消防長、地方消防校、地方消防士

(3) 技能職公務員

技能職業務を担当し、技能別に分類される公務員で地方公務員法、地方公務員任用令など人事管理関係規定の適用を受ける公務員である。

地方公務員任用令別表 2 の職級を持つ公務員

- ・職分類：10 職群、21 職列、35 職類
- ・等級区分：1 等級～10 等級

2 特殊経歴職公務員

経歴職公務員以外の公務員で、その種類は次のとおりである。

(1) 政務職公務員

選挙により就任するとか、任命時に地方議会の同意を必要とする公務員、又は、他の法律、条例が地方公務員として指定する公務員をいう。

(2) 別定職公務員

秘書官、秘書、邑・面・洞長及び他の法令又は条例が地方別定職公務員として指定する公務員で、地方別定職公務員の任用などに関する条例により任用される公務員と邑・面・洞長をいう。

- ア 邑・面・洞長は地方自治法第109条の改正(94, 3, 16)で、その身分が別定職から一般職に転換されたことにより別定職邑・面・洞長が退任する場合、その後任は一般職公務員で充員するようにする。
- イ 一般職公務員の階級区分と類似する階級分類(1級～9級相当)をしており、地方公務員法上昇任、転補、転職、降任、兼任など実績主義による人事管理や、休職、職位解除、不服審査申立てなど身分保障などの制度は適用されない。

(3) 専門職公務員

地方自治団体との契約により、一定期間(3年、延長承認)採用され、研究又は技術業務に従事する科学者、技術者及び特殊分野の専門家をいう。

- ア 地方専門職公務員規定により採用される公務員で、職種は専任専門職、非専任専門職(パートタイム制)に区分される。
- イ 地方自治団体長が地方専門職公務員採用資格基準により3年の範囲内で担当業務遂行に必要な期間と適正報酬により契約し、その契約により採用する契約職公務員である。
- ウ 報酬については、専任専門職公務員は地方公務員報酬規定により定める月報酬の上限額範囲内で、非専任専門職公務員は専任専門職公務員報酬の60%の範囲内で契約する。

(4) 雇用職公務員

単純な労務に従事する公務員をいう。

- ア 地方雇用職公務員の任用などに関する条例により任用される公務員としての職種は防犯員と使喚(現業主事)がある。
- イ 任用権者は5級職以上公務員、又は、研究官・指導官を長としている所属機関長である。

第3節 地方公務員の現況

1 全国の地方公務員数

95年1月1日現在、韓国の地方自治体に勤務する職員は、274,360名であり、その内、国家公務員が9,730名、地方公務員が264,630名であり、その職種別及び職級別構成は次のとおりである。

職種別・職級別構成図

職種・職級		人数	構成比 (%)
一 般 職	1級職	7	0.0
	2級職	42	0.0
	3級職	222	0.1
	4級職	2,056	0.7
	5級職	13,917	5.1
	6級職	36,570	13.3
	7級職	49,647	18.1
	8・9級職	65,366	23.8
研究職		2,298	0.8
指導職		6,748	2.5
消防職		18,962	6.9
技能職		62,420	22.8
政務職		261	0.1
別定職		8,713	3.2
専門職		436	0.2
雇用職		6,695	2.4
合計		274,360	100.0

(注) 韓国においては、地方自治体立の学校が存在しないため、教育職地方公務員は存在しない。

2 地方公務員の職種別・職級別構成

地方公務員の大部分を占めている一般職公務員は、1～9級職の9級職体制であるが、その実態は下記のとおりであり、4～5級職を中心に1～9級職までの職員が実在する

国家公務員と異なり、道公務員は5～8級職の下位職がほとんどであり、4級職以上の定員は極僅かであり、2級職以上の職位はないのが実情である。

江原道の公務員定数表

職種・職級		国家公務員	地方公務員	総計
一 般 職	1級職	1		1
	2級職			
	3級職	2	8	10
	4級職	7	53	60
	5級職	14	214	228
	6級職		332	332
	7級職		353	353
	8級職		126	126
	9級職		1	1
	小計	24	1,087	1,111
研究職		87	78	165
指導職		33		33
技能職			563	563
政務職			1	1
別定職			43	43
雇用職				
合計		144	1,772	1,916

道、一般市、郡の階級別の職位付与表

区分	団体長	副団体長	局長	課長	係長	職員
道	政務職	国家1級職	国家4級職 地方3級職	国家5級職 地方4級職	地方5級職	地方6～9級職
一般市	〃	国家3級職 国家4級職	地方4級職	地方5級職	地方6級職	地方7～9級職
郡	〃	国家4級職	〃	〃	〃	〃

3 各所属の定員管理

各所属の定員については、各道が定めている定員規則により所属毎に、職類別、階級

別に細かく定数が定められている。

(例) 慶尚北道国際通商協力室

総計	20名
・ 2級ないし9級計	18
地方書記官又は地方農業書記官	1
地方行政事務官	3
地方行政事務官又は地方農業事務官	1
地方行政主事	6
地方農業主事又は地方畜産主事	1
地方行政主事補	2
地方農業主事補	3
地方機械主事補	1
・ 技能職計	2
10等級地方事務補助員	1
10等級地方電算員	1

第2章 地方人事機関について

第1節 任用権者

任用権者というのは、地方公務員の任用、休職、免職及び懲戒を行う権限を持っている者をいう。

1 固有任用権者

地方自治団体長（ソウル特別市長、広域市長、（以下、ソウル特別市及び広域市をまとめて「市」という。）道知事、一般市市長、郡守、自治区の区庁長及び市・道教育監をいう。）

2 委任任用権者

任用権者はその権限の一部を条例が定めるところにより補助機関（局、室、課など）、所属機関の長（出張所長など）、地方議会の事務處長・局長・課長などに任用権の一部を委任できる。これにより任用権の一部の委任を受けた者をいう。

第2節 人事委員会

1 設置

地方自治団体に任用権者別に設置される。一般市の区及び自治団体長が必要だと認定する所属機関にも設置することができるが、任用権の委任を受けた補助機関は設置することができない。

2 委員会の構成

人事委員会は委員長1人、副委員長1人を含めて、委員5～7人で構成し、事務職員として幹事及び書記を置く。

ア 委員長は自治団体に設置する人事委員会の場合、副自治団体長（副市長、副知事、副教育監、一般市副市長、副郡守、副区庁長）が務め、任用権の委任を受けた一般市の区及び所属機関に設置する人事委員会の場合、委員会で互選する。

イ 副委員長は人事委員会で互選する。

- ウ 委員は次の中から地方自治団体長が任命又は委嘱する。当該団体所属職員ではない委員を3人（委員が7人未満の場合は2人）委嘱しなければならない。
- ・当該自治団体所属公務員
 - ・司法官、検事、弁護士資格を有する者
 - ・大学の法律学、行政学、教育学を担当する副教授以上の者又は初・中・高等学校長
 - ・20年以上勤続して退職した公務員
- エ 当該団体所属職員でない委員の任期は2年（1年延期可能）で、政党人、地方議会議員は人事委員会委員に委嘱できない。
- オ 委員長の命を受けて人事委員会の事務を処理する幹事及び幹事を補助する書記は、機関長が所属公務員の中から任命する。

3 会議

委員長が必要なとき招集し、在籍委員の3分の2以上出席で、出席委員過半数の賛成で議決する。

4 機能

人事委員会の法定固有機能は次のとおりで、その他個別法令で付与する機能がある。

- ・公務員充員計画の事前審議及び各種任用試験の実施
- ・補職管理基準及び昇任、転補任用基準の事前審議
- ・昇任の事前審議
- ・任用権者の要求による公務員の懲戒議決
- ・人事相談、苦情受付
- ・定年延長審査
- ・後任者補充発令禁止の例外議決
- ・職権免職に対する意見提示及び同意
- ・地方自治団体長が地方議会に提出する公務員の人事と関連する条例案及び規則案の事前審議
- ・その他、法令の規定によるその分掌に属する事項

第3章 地方公務員の任用について

第1節 任用の概要

任用とは地方公務員関係の発生、変更、消滅に対する行政的処分で、その内容は次のとおりである。

区分	処 分 の 種 類
発生	新規任用（公開競争新規任用、特別任用）
変更	昇任、降任、転職、転補、兼任、派遣、休職、職位解除、停職（懲戒）、復職（休職・職位解除・停職者の職位復帰）、追叙（死者の上位職級への任用）
消滅	免職（依願免職・職権免職）、懲戒解任及び罷免

- ・地方公務員の任用は試験成績、勤務成績、経歴判定、その他、能力の実証により行うよう、その基準を定める（法第25条）ことにより実績主義人事管理を標榜している。
- ・地方公務員の職に欠員が生じる時は、新規任用、昇任、降任、転職、転補の方法で充員する。

第2節 新規任用

1 新規任用試験受験資格

(1) 学歴

原則的に学歴制限はなく、研究職、指導職公務員の新規任用試験や、一部技術職の特別任用試験において、例外的に学歴制限をする例がある。

(例) 研究職及び指導職公務員の新規任用試験受験学歴制限

- ・研究官、指導官：大学卒業以上
- ・研究士：専門大学卒業以上
- ・指導士：高等学校卒業以上

(2) 応募年齢

公開競争任用試験は最終試験施行予定日、特別任用試験は当初試験実施日又は試験要求日現在において次の応募上下年齢に該当する者でなければならない。

階 級	公開競争任用試験	特別任用試験
5級職、研究官及び指導官	20歳以上41歳未満	
6・7級職、研究士及び指導士	20歳以上41歳未満	20歳以上46歳未満
8職級及び9級職	18歳以上36歳未満	18歳以上41歳未満
技能職7等級以上	18歳以上41歳未満	20歳以上46歳未満
技能職8等級以下	18歳以上36歳未満	18歳以上41歳未満

公務員経歴者特別任用、資格証所持者特別任用、国家公務員の特別任用の規定による特別任用試験は、応募上限年齢の制限を受けない。

(3) 公務員欠格事由

次の事由に該当する者は公務員になれない。また、在職公務員が次の事由に該当する場合は当然退職となる。

- ・禁治産者及び準禁治産者
- ・破産者として復権されない者
- ・禁固以上の刑を受け、その執行が終了するとか、執行を受けないと確定した後、5年を経過していない者
- ・禁固以上の刑を受け、その執行猶予の期間が満了した日から2年を経過していない者

- ・禁固以上の刑の宣告猶予を受けた場合、その宣告猶予期間中にある者
- ・裁判所の判決、又は他の法律による資格消滅又は停止者
- ・懲戒による罷免処分を受けた日から5年を経過していない者
- ・懲戒による解任処分を受けた日から3年を経過していない者

2 公開競争新規任用

(1) 公開競争新規任用試験

採用職級 区分		5 級 職	7 級 職	9 級 職	技能職
試験実施機関		内務部長官	市、道人事委員会	当該人事委員会 (実際は市、道人事委員会に依頼実施)	
試験方法	1 次	選択式筆記試験（記入式を加味）			
	2 次	論文式筆記試験	論述式筆記試験が原則（選択式を加味） 選択式と記入式に代えることができる（実際運用）		面接又は実技試験
	3 次	面接又は実技試験			なし
試験科目		地方公務員任用令別表7に規定	地方公務員任用令別表7で定める試験科目準用		職務内容により 市長、道知事が決定 担当職務関連科目1科目以上 一般教養科目1科目以上
出題水準		大卒程度	専門大卒程度	高卒程度	職務遂行技能

(2) 新規任用

ア 任用候補者の登録

5級及び7級の公開競争新規任用試験合格者は市長、道知事に、9級及び技能職の公開競争新規任用試験合格者は当該地方自治団体長に登録する。登録しない者は任用される意思がないものと見なされる。

イ 新規任用候補者名簿の作成

職級別試験成績順により作成し、必要な場合には、職類別、勤務希望機関別、勤務希望地域別に区分作成することができる。名簿の有効期間は5級の場合5年、7級、9級及び技能職の場合2年で試験実施機関長の必要により1年の範囲内で延長することができる。また、任用又は訓練に応じない者、若しくは教育点数（教育機関での研修成果に対する評価点数）60点以下の者は任用候補者としての資格が消滅する。

ウ 任用

新規任用候補者名簿の最高順位者から3倍数以内の者の中から任用する。

3 特別任用

公務員の新規任用は、国民の公務担当権保障の次元において、公開競争試験によることが原則である。特別任用制度は任用権者が、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるため必要であると判断される場合、該当職務遂行能力を備える適任者を略式手続きにより選抜、任用できるようにする制度であり、その概要は次のとおりである。

地方公務員特別任用要件及び試験方法など

任用要件	試験方法など
①退職者再任用 ・職権免職者など、3年以内原職級再任用 ・他の種類の公務員になるために退職した経歴職公務員の原職級再任用	・書類選考、面接又は実技試験 （一般職及び技能職の原職級再任用の場合は試験免除） ・特定職、別定職になるために退職した者の原職級再任用は退職後30日以内のみ可能
②資格証所持者任用	・書類選考、面接又は実技試験
③勤務実績又は研究経歴者任用 ・任用予定職級と同一経歴2年以上 ・任用予定職と相応な経歴3年以上、ただし、退職後2年以上3年以内のみ可能	・筆記試験、面接試験、実技又は書類選考 （退職公務員3年以内原職級再任用は書類選考と面接試験のみ）

<p>④特殊学校卒業生任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治団体長が内務部長官の承認を受け定める特殊学校卒業生 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考、面接又は実技試験
<p>⑤1級公務員任用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考
<p>⑥特殊職務、特殊環境又は離島、僻地勤務予定者任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な職務分野、環境 ・一般職8、9級、技能職8、9、10等級への任用 	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験、面接試験、実技又は書類審査 ・試験科目 <ul style="list-style-type: none"> 1次：国史 2次：特別任用試験科目中1科目 (一般職4級以上、技能職4等級以上への昇進不可)
<p>⑦国家公務員の地方公務員への任用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験免除
<p>⑧特殊学科卒業生任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実業系、芸能系、史学系学科卒業生 ・研究、技術職及び技能職公務員への任用 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当学校長の推薦が必要 ・筆記試験、面接試験、実技又は書類審査
<p>⑨科学技術、特殊専門分野勤務経歴者任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連分野修士、博士学位所持者 ・所要経歴年数により任用予定職級決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考、面接又は実技試験
<p>⑩地方公務員任用候補者（地方費奨学生）任用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考、面接又は実技試験
<p>⑪外国語精通者任用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験、面接、実技又は書類選考 (2級以上への昇進不可)
<p>⑫縁故地又は一定地域居住者任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内（市、郡）各級機関（邑、面、学校など）勤務予定者 ・一般職8、9級、技能職8、9、10級への任用 	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験、面接試験、実技又は書類審査 ・試験科目 <ul style="list-style-type: none"> 1次：国史 2次：1、2次特別任用科目中1科目 (4級以上への昇進不可)

4 試補任用

新規任用候補者に任用予定職の業務を相当の期間、実際に遂行させ、公務員としての適格性を観察し、適格性を見い出した任用候補者のみを正規公務員として任用する制度である。

(1) 試補任用対象及び期間

5級以下及び技能職公務員として新規任用される者は、5級の場合1年、6級以下、技能職の場合6か月間、試補任用する。試補期間には休職、職位解除、懲戒による停職又は減俸処分期間は算入されない。昇任所要最低年数、経歴評価対象期間には試補期間が算入される。

(2) 試補期間中の公務員身分

試補公務員は勤務成績又は教育訓練成績が不良の場合、身分保障の原則（法第60条）及び職権免職事由（法第62条）に拘らず、免職することができる。

(3) 試補任用の免除及び期間短縮

ア 免除対象

昇任所要最低年数を超過在職し、昇任制限事由に該当しない者が、昇任予定職級に該当する新規任用に合格して任用される場合と、正規の一般職又は技能職の地方公務員若しくは国家公務員であった者が退職当時の階級又はそれ以下の階級に任用される場合には、試補任用が免除される。

イ 免除又は短縮対象

国家公務員が地方公務員に特別任用される場合、同一階級の国家公務員として勤務した期間と試補公務員になる者が受ける教育訓練機関は試補任用期間に算入される。

第3節 昇任

昇任とは、下位の階級に在職中の公務員が、上位の階級へ任用されることで、これは責任が増大し、報酬が高くなり、より大きな威信や地位を持たせる効果がある。

階級間の昇任は勤務成績評定、経歴評定、その他、能力の実証により、1級職ないし3級職への昇任は能力と経歴などを考慮し、任用する。5級職への昇任は昇任試験又は審査により任用する。

1 昇任基準

1級職への昇任は直近下級の公務員の中から任用し、2級職及び3級職への昇任は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用し、4、5、6、7、8級職への昇任は同一職列の直近下級の公務員の中から任用する。一方、研究官、指導官への昇任は同一職列の下級職（研究士、指導士）公務員の中から任用する。

2 昇任の種類及び方法

(1) 一般昇任

4級職公務員の3級職昇任は専門分野、品位、能力、適性、健康状態、家庭生活、生活態度及び業務実績に対し評価した人事評定書により審査、選抜し任用する。

5級職、7級職以下公務員及び技能職公務員の昇任は、昇任候補者名簿順位2～4倍数該当者の中から審査、選抜し任用する。

ただし、7級職以下及び技能職公務員を昇任させる場合は、筆記試験又は実技試験を付加できる。

6級職公務員の5級職昇任は昇任候補者名簿順位一定範囲内の者（任用令別表6参照）の中から一般昇任試験又は審査により選抜、任用する。

研究士、指導士の研究官、指導官への昇任は6級職公務員の5級職昇任方法と同じである。

ただし、研究士と研究官の昇任は昇任試験要求日前2年以内に研究実績審査において、否決された事実がない者でなければならない。

(2) 公開競争昇任試験による昇任

対象は、昇任候補者名簿の順位などに拘らず、昇任に必要な資格要件（昇任所要最低年数1年超過者）を備えている6級職公務員で、試験方法は1次（選択式筆記）、2次（論文式筆記）、3次（面接又は実技）に区分し、実施する。

(3) 特別昇任

特別昇任は特別な資格要件を備えている公務員に対し、昇任所要最低年数、昇任候補者名簿の順位などに拘らず、昇任させることのできる制度で、その対象及び要件は次のとおりである。

対 象	要 件	備 考
①清白吏褒賞 ^(注) を受けた4級職以下及び技能職公務員	昇任所要最低年数（1年短縮可能）到達者	
②職務遂行能力が卓越した者で行政発展に貢献した4級職以下及び技能職公務員	同 上	6級職以上は内務部長官承認
③提案制度創案等級同賞以上を受けた5級職以下及び技能職公務員	昇任所要年数到達者	
④名誉退職者で特別な功績が認定される2級職以下及び技能職公務員	20年以上勤続した者で定年前1年以上10年以内に自己退職した者（6級職以下に限定）	6級職以上は人事委員会の議決
⑤在職中公務で死亡した公務員	特別な功績が認定される者	死後の収位

(注) 清白吏褒賞とは、①親切・公正・迅速に対住民サービスに寄与した公務員、②住民の利益増進を図るために貢献した公務員、③創意的努力により行政発展に貢献した公務員に対して、内務部及び中央日報共同で行う表彰（全国で18人：95年）

3 昇任所要最低年数

昇任所要最低年数は、公務員の昇任において当該階級において一定期間在職することを要求する法定期間で、これは昇任に必要な最小限の資格要件といえることができる。

(1) 法定昇任所要最低年数

一 般 職	研 究、指 導 職	技 能 職
<ul style="list-style-type: none">・ 3 級職以上：3 年以上・ 4、5 級職：5 年以上・ 6 級職：4 年以上・ 7、8 級職：3 年以上・ 9 級職：2 年以上	<ul style="list-style-type: none">・ 研究士：5 年以上 修士：3 年以上 博士：在職年数不要・ 指導士：9 年以上 専門大卒者：7 年以上 大卒者：5 年以上 修士：3 年以上 博士：在職年数不要	<ul style="list-style-type: none">・ 6 等級以上：3 年以上・ 7、8 等級：2 年以上・ 9、10 等級：1 年 6 か月以上

(2) 昇任所要最低年数の計算

公務上、休職、兵役義務遂行など法律による義務遂行、国際機構への臨時雇用による休職期間を除いた休職期間と、職位解除期間、懲戒処分期間及び昇任制限期間は昇任所要最低年数に算入しない。

このほかにも、地方公務員任用令第 33 条第 4 項ないし第 10 項には例外的に昇任所要年数に算入することのできる期間が定めてある。

4 昇任の制限

公務員が昇任所要最低年数に到達し、昇任候補者名簿上の序列が上で、全ての昇任要件を整えたとしても、次の昇任制限事由に該当する場合には昇任できない。

(1) 昇任制限者

ア 懲戒議決要求、懲戒処分、休職又は試補任用期間中にある者

イ 懲戒処分の執行が終了した日から次の期間が経過していない者

- ・ 停職－18 月
- ・ 減俸－12 月
- ・ 譴責－6 月

ウ 懲戒に関し、他の法律の適用を受ける公務員が地方公務員任用令による公務員になった場合、従前の身分としての懲戒処分を受け、次の期間が経過していない者

- ・ 降等処分：その処分の終了日から 24 月

- ・ 謹慎、営倉その他これと類似する懲戒処分：その処分の終了日から6月

(2) 特別任用者の昇任上限階級

- ア 特殊地域及び特殊環境で勤務する公務員として特別任用された場合、一般職4級職以上、技能職4等級以上へ昇任できない。
- イ 外国語精通者として特別任用された場合、一般職2級職以上へ昇任できない。
- ウ 一定地域居住者をその地域に所在する機関に特別任用した場合、一般職4級職以上へ昇任できない。

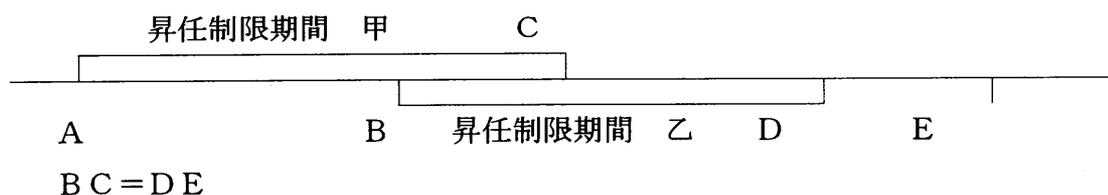
(3) 昇任制限期間の短縮

懲戒処分後、当該階級において勲章、褒章、模範公務員褒賞、国務総理以上の表彰又は提案の採択施行に従う褒賞を受けた場合には、直近に受けた一番重い懲戒処分の昇任制限期間の2分の1を短縮することができる。

懲戒処分が重複する場合（昇任制限期間中にもう一度懲戒処分を受けた場合）には、前の処分に対する制限期間が満了した日から起算する。

(運用事例)

- ・ 昇任制限事由が競合する場合、後の処分が懲戒処分の場合と懲戒処分でない場合の昇任制限期間の計算



- ① 乙の事由が懲戒処分の場合の昇任制限期間はA～E
- ② 乙の事由が懲戒処分でない場合の昇任制限期間はA～D

5 昇任候補者名簿の作成

昇任の客観性、公正性確保のために作成する昇任候補者名簿は任用権者が5級職以下、研究士、指導士及び技能職公務員の中で、昇任要件を備えた者を対象として、各者の勤務成績評定点数、経歴評定点数、訓練成績評定点数、加点及び減点評定の結果に従い昇任予定職級別に作成する。

(1) 名簿上評定要素別配転比率

要素	配 転 比 率		備 考
	5 級 (研究官、指導官)	6 級以下及び技能職 (研究士、指導士)	
勤務成績	5 0	4 0	
経 歴	3 5	4 5	
訓練成績	1 5	1 5	
加 点			総
褒 賞	0. 2 5 - 1. 0		上限点 1. 0
資格証	0. 1 5 - 0. 5		〃 (5級 0. 5)
特殊地	0. 0 2 5 - 1. 2 5		〃
長期教育訓練	0. 5 - 1. 5		〃
			} 上 限 点 3. 0

(注) 地方公務員評定規則より

(2) 名簿作成基準日及び効力発生日

5・6級職、研究士、指導士の名簿作成基準日は、毎年1月末日と7月末日で、7級職以下及び技能職公務員の名簿作成基準日は毎年4月末日と10月末日である。名簿の効力は作成基準日の翌日から発生する。

(3) 名簿の調整及び時期

調 整 事 由	調 整 時 期
・ 公務員が転入した場合（新規採用を含む。）	転入日
・ 教育訓練を履修した場合	成績通報日
・ 昇任所要最低年数に到達した場合	到達前日
・ 昇任制限事由又は一般昇任試験の応募資格停止事由が解除された場合	事由が発生した月の末日まで
・ 勤務成績を例外評定した場合	〃
・ 研究士、指導士が、在職中博士又は修士学位を取得した場合	〃
・ 褒賞を受けるとか、資格証を取得した場合	受賞日又は資格証提出日

(4) 勤務成績評定

ア 評定時期

5・6級職及び研究、指導職は6月末、12月末、7級職以下及び技能職公務員は3月末、9月末である。（昇任候補者名簿作成基準日1か月前である。）

イ 評定手続き

- ①評定者（被評定者所属人事担当官）の評定
- ②確認者（任用権者又は指令する者）の評定
- ③昇任候補者名簿作成権者（任用権者）に提出
- ④人事委員会審議、調整
- ⑤昇任候補者名簿に反映

ウ 勤務成績評定点の昇任候補者名簿反映期間及び比率

区 分	反映期間	反 映 比 率		
		最近1年以内 評定点の平均	最近1年前2 年以内評定点 の平均	最近2年前3 年以内評定点 の平均
5級職	最近3年	50%	30%	20%
6・7級職、研究士、指導 士及び技能職7等級以上	最近2年	60%	40%	
8級職以下及び技能職8等 級以下	最近1年	100%		

(5) 経歴評定

ア 評定対象

評定日現在、昇任所要最低年数に到達した5級職以下、研究士、指導士及び技能職公務員を対象として評定する。

イ 経歴の評定点

区分	5 級職			6 級職以下、研究士、指導士及び技能職		
	期 間	評定満点	月評定点	期 間	評定満点	月評定点
甲経歴	最近 7 年	30.24	0.36	最近 6 年	37.44	0.52
	以前 5 年	4.76	0.08	以前 4 年	7.56	0.16
乙経歴	最近 7 年	24.36	0.29	最近 6 年	30.24	0.42
	以前 5 年	3.60	0.06	以前 4 年	5.76	0.12
丙経歴		5.76	0.04		9.60	0.08
丁経歴		4.32	0.03		8.40	0.07

(注) 評定時期、評定者、確認者などは勤務成績評定と同じである。

- ・ 甲経歴：同一職級の一般職及び技能職の地方又は国家公務員経歴
- ・ 乙経歴：同一職群、同一階級の一般職及び技能職の地方又は国家公務員経歴
- ・ 丙経歴：職群が異なる同一階級の一般職及び技能職の地方又は国家公務員経歴
- ・ 丁経歴：職群が異なる直近下位階級の一般職及び技能職の地方又は国家公務員経歴
- ・ その他、例外職と認定する経歴がある場合

(6) 訓練成績評定

ア 評定対象となる教育訓練

公務員教育訓練法による各級公務員教育院及び特殊訓練機関において履修した訓練成績を対象とし、次の原則により評定する。

- ・ 国家公務員在職時に履修した訓練成績も包含する。
- ・ 訓練成績が満点の 6 割未満の場合には、評定しない。
- ・ 職級別基本教育訓練課程（職務分野別専門教育訓練課程を含む。）の訓練成績中、当該階級において受けた 2 週間以上の訓練成績に限って評定する。ただし、6 級職公務員と 8 級職公務員の場合、当該階級において受けた訓練成績がない場合には、6 級職は 7 級職において、8 級職は 9 級職において受けた訓練成績を評定することができる。
- ・ 試補公務員になる者が受けた 2 週間以上の訓練成績を任用予定階級（等級）の訓練成績として評定することができる。
- ・ 評定対象訓練成績が 2 以上の時は、その内、直近に履修した成績を評定する。

イ 訓練成績評定点の計算

総評定点を15点とし評定され、小数点以下3桁において4捨5入する。

(例) 訓練成績が85.45の場合

$$85.45 \times 15 / 100 = 12.8175 \rightarrow 12.82 \text{点}$$

(7) 加点評定

5級職以下、研究士、指導士及び技能職公務員の昇任候補者名簿には勤務成績評定点、勤務経歴評定点及び訓練成績評定点以外に次の点数を加点とし合算する。

ア 褒賞加点

職務遂行上の功績により政府の模範公務員褒賞計画による褒賞、賞勲法による勲章、褒章、政府表彰規定及び褒賞条例による表彰を受けた場合、当該階級において受けたものに限り、次の点数を加点し、褒賞が2以上の時は有利なもののみを加点する。

- ・勲章、褒章、模範公務員褒賞：1.0点
- ・大統領表彰：0.75点
- ・国務総理表彰：0.5点
- ・長官級、次官級及び市長、道知事表彰：0.25点
- ・一般市市長、郡守、区庁長表彰：0.1点
- ・内務部の青白奉仕賞褒賞計画による褒賞：1.0点
- ・市、道の誇り公務員表彰：0.25点

イ 資格証又は履修証の加点

- ・ワードプロセッサ資格証加点：1級 0.5点、2級 0.25点、3級 0.15点
行政職群の6級職以下公務員が在職中、該当階級において取得したものに限り、下位階級において加点評定した同一資格証については、もう一度加点評定はしない。
- ・地方公務員評定規則別表2において定める資格証加点
当該職列の当該階級又は上位階級に該当する資格証：0.5点
当該職列の直近下位階級に該当する資格証：0.25点
- ・該当資格証が2以上の場合、その内1のみを評定し、公務員として在職することにより取得した資格については評定しない。

ウ 特殊地、特定機関及び特定部署勤務加点

特殊地域所在機関、教育訓練機関、邑面洞、民願窓口において6月以上勤務した経歴がある場合には、次の点数を加算評定する。

- ・特殊地域所在機関、教育訓練機関勤務経歴：1月につき0.05点
- ・特殊地乙地勤務経歴：1月につき0.035点
- ・特殊地丙地又は邑面洞勤務経歴：1月につき0.025点

定期評定基準日から10年以内（5級職は12年以内）に市、道の国民運動支援課、一般市、郡のセマウル課、区、邑のセマウル係など国民運動支援業務分野において、1年以上勤務経歴がある場合には、その勤務期間に対して経歴評定点の0.5割を加点評定する。

ただし、全てを合わせて、1.25点を超過し、評定することはできない。

エ 教育訓練履修加点

当該職級において履修した単一教育課程の教育訓練機関が長期間の時、次の点数を加算評定する。

- ・教育訓練期間が60日以上120日以下の場合：0.5点
- ・教育訓練機関が120日を超過し180日以下の場合：1.0点
- ・教育訓練期間が180日を超過する場合：1.5点

6 5級職（研究官、指導官）への一般昇任試験

(1) 試験要求

任用権者が6級（研究士、指導士）昇任候補者名簿順位により欠員又は予想欠員の2～5倍数範囲内の者を内務部長官に試験要求する。

試験応募対象者範囲

欠員及び予想欠員数	応募倍数
1～5	2～5倍数
6～10	10ないし25に5を超過毎1に対し、2～4倍数を加えた数
11～15	20ないし45に10を超過毎1に対し、2～3倍数を加えた数
16以上	30ないし60に15を超過毎1に対し、2倍数を加えた数

(注) 昇任予定人員(予定欠員) = 欠員 + (定員 × 年間5級以上公務員の退職率) + 増員予想人員 - (公開競争任用予定人員 + 特別任用予定人員 + 公開競争昇任試験予定人員)

地方公務員任用令別表6より

(2) 試験実施

内務部長官が市、道の要求を受け年1～2回実施する。

(3) 試験方法

試験科目及び合格者決定方法

区分	試験方法		試験科目	合格者決定
行政職	1次	客観式	2科目 (憲法、行政法)	40点以下の科目なしで 科目平均60点以上
	2次	客観式 任用権者の要求 があれば論文式 で実施可能	2科目 (行政学、民法総則)	40点以下の科目なしで 試験成績70% + 名簿成績 30%の高得点者順
技術職	1次	行政職と同じ	2科目 (憲法、行政法)	行政職と同じ
	2次	行政職と同じ	2科目 (必須1、選択1)	行政職と同じ

第4節 転職の任用

職列を異にする任命のことをいう。この制度は公務員個人の能力向上であるとか、欠員に対する円滑な充員のために運用される制度であり、一定の要件に該当する場合に限

り運用し、必ず試験手続きを経るようにするなど、制度の濫用の防止のために、極めて制限的に運用するようにしている。

1 転職の要件

公務員が次の要件に該当すれば転職試験を経て転職させることができる。

- ・ 転職予定職に関連する職務に6月以上勤務又は教育訓練経歴がある場合や、専門的学校教育を受けた者又は国家が認定する資格証を持っている者を現階級と同一な階級の職位に転職させようとする場合
- ・ 職制又は定員の改廃で当該職位の人員を調整する必要がある場合
- ・ 一般市副市長、副郡守、自治区の副区庁長及び一般区の区庁長に任用する場合
- ・ 機関内同一職列の上位職級の職位がない職位にいる者を他の職列の上位職級に昇任させる場合
- ・ 以前に在職した職列に転職する場合
- ・ 技能職公務員の中で、転職試験が免除される資格証所持者の任用予定職列間の転職

2 転職任用の制限

公務員が転職要件を整えたとしても、次の場合には転職任用できない。

ア 定年が延長された公務員は退職時まで転職できない。

イ 次の要件で特別任用された公務員は、最初の任用日から3年間転職できず、行政職列でない公務員の場合、5年間4級職以下の行政職列に転職できない。

- ・ 資格証所持者として特別任用された者（法27条第2項第2号）
- ・ 勤務実績、研究経歴者として特別任用された者（同法同条同項第3号）
- ・ 特殊学校卒業生として特別任用された者（同法同条同項第4号）
- ・ 特殊学校卒業生として特別任用された者（同法同条同項第8号）
- ・ 科学技術及び特殊専門分野勤務経歴者として特別任用された者（同法同条同項第9号）
- ・ 地方費奨学生として特別任用された者（同法同条同項第10号）

3 転職試験方法

5級職以上、研究官及び指導官の転職試験は1次試験（客観式）、2次試験（論文式）に区分し実施する。6級職以下、研究士及び指導士の転職試験は1次、2次試験を併合し実施される。技能職公務員の転職試験は選択式の筆記試験又は実技試験の方法で実施する。

4 転職試験の免除

次の事由に該当する場合には、転職試験を経ないで、転職させることができる。

- ・以前に在職した職列に転職させる時（ただし、公務員の身分が中断していない者でなければならない。）
- ・技能職公務員を同一職群内の職務が類似する他の職列に転職させる場合と技能職公務員の中で転職試験が免除される資格証所持者を転職させる時
- ・職制又は定員の改廃により当該職位の人員を調整する必要により、同一職群内から職務内容の変更なしに職級名称だけを変更される場合
- ・地方公務員人事規則において定めている資格証所持者をその資格証に相応する職級に転職させる場合
- ・3級職以上の公務員を同一職群の他の職列の公務員に転職させる場合
- ・地方公務員人事規則において定めている職務内容が類似する研究職列公務員を技術職列に転職させる場合
- ・5年以上の勤務経歴がある行政職列公務員と運輸職列公務員相互間に転職させる場合
- ・一般市副市長、副郡守、自治区の副区庁長及び一般区の区庁長に転職させる場合

第5節 兼任

兼任とは、1人の公務員に本職機関の職位の外に他の機関の職位を付与し、2以上の職位の職務を遂行するようにする制度である。

1 兼任の要件及び範囲

公務員は任用予定職に関連する専門的マンパワーの確保が必要な場合であるとか、各級教育訓練機関の教官を任用する場合に、本職の職務遂行に支障がない範囲内において次に該当する場合に限り兼任することができる。

高等学校以上各級学校自然科学系教育公務員	→ ←	職務内容が類似する技術職列及び技術分野研究職列の一般職公務員
専門大学以上各級学校の人文社会科学系教育公務員	→ ←	職務内容が類似する博士及び行政職群の一般職公務員

研究職列公務員	↔	職務内容が類似する一般職公務員
一般職公務員	↔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容が類似する私立専門大以上及び道付設研究所の専任講師以上の教授 ・ 政府投資機関の役職員 ・ 内務部長官が定める出捐研究機関など政府傘下団体役職員

2 兼任期間及び手続き

兼任期間は2年以内で、必要な場合2年の範囲内において延長することができる。兼任は兼任機関の長が本職機関の長の同意を得て任用する。

3 兼任公務員の服務及び報酬

兼任者の基本的服務は本職機関長の指揮監督を受け、兼任業務と関連する服務は兼任機関長の指揮監督を受けなければならない。兼任服務中、懲戒事由が発生すれば、兼任機関長は本職機関長にその事実を通報しなければならない。

報酬は本職機関において本職の報酬を支給し、兼任機関においては、本職機関の報酬水準を勘案し兼任手当を支給できる。

第6節 派遣

公務員が原所属の変更なしに一定期間他の機関において勤務するとか、教育訓練を受けた後に原所属に復帰する派遣制度は、専門的マンパワーの活用、公務員の資質向上を図るために活用される。

1 派遣事由、対象機関及び期間

派遣事由	派遣対象機関	派遣期間
①地方自治団体の事業遂行のために特に必要な場合	当該地方自治団体以外の機関又は団体	2年以内、必要な場合1年の範囲内で延長可能
②業務量の増大による行政支援	他の地方自治団体又は国家機関	同上
③事務の所管が不透明又は機関間の緊密な協力を要する特殊業務の共同遂行	関連機関	1年以内、必要な場合1年の範囲内で延長可能
④教育訓練	教育訓練機関	必要な期間
⑤教官選抜	同上	1年以内、必要な場合1年の範囲内で延長可能
⑥所属公務員の能力開発のために特に必要な場合	国内外の教育研究機関又は国際機関	2年以内、必要な場合1年の範囲内で延長可能
⑦所属公務員の能力開発又は政策樹立に関連する情報収集	民間機関又は民間団体	1年以内、必要な場合1年の範囲内で延長可能

この他にも、内務部長官は実務修習のために必要のある場合には、試補公務員を各種機関に派遣し、勤務させるようにすることができる。

2 派遣手続き

公務員の派遣においては、教育訓練、国内外の教育研究又は国際機構での研修及び民間機関団体での資料収集のための派遣を除いては、事前に派遣を受ける機関の要請があつてはじめて可能である。

業務量の増大による他の自治団体又は国家機関に派遣する場合と、事務の所管があいまいである特殊業務の共同遂行のため関連機関へ派遣する場合には、内務部長官の事前承認を受け派遣を決定し、派遣期間を延長することができる。

派遣発令は当該公務員の転補権を持っている機関の長が発令する。

3 派遣に伴う欠員補充

派遣は制度上その目的を達成するために、その期間が長期に及ぶ場合が多く、現所属機関の業務空白等支障をまねくおそれがある。これを補完するために派遣期間が1年以上の時は、事前に内務部長官の承認を受け、欠員を補充することができる。

4 派遣者の服務及び報酬

派遣された公務員は派遣を受けた機関長の指揮監督を受け、派遣期間中懲戒事由が発生した場合には、派遣を受けた機関長は現所属機関長に通報しなければならない。

派遣された公務員の報酬は法令に特別な規定がない限り、現所属機関において支給する。

第7節 補職管理

1人の公務員に職務と責任（職位）を付与することを補職という。これは行政機関の長又は補助機関など職制に現れる職位に配置する行為というだけでなく、補助機関内において、一定の業務の分担を受ける行為も含む概念として、公務員個人の専門化、能力開発及び組織の活性化に重大な影響を及ぼす重要な人事管理方法の1つである。

1 補職管理の原則

任用権者は法令において、ほかに定める場合を除いて、所属公務員の職級と職種を考慮し、その職級に相応する一定の職位を付与しなければならない。補職管理の原則には任用権者が守らなければならない次のとおりの条件がある。

- ア 任用権者が所属公務員を補職する場合、当該公務員の専攻分野、訓練、勤務経歴、専門性及び適性などを考慮し、適格な職位に任用しなければならない。
- イ 任用権者は所属公務員を補職する場合、次のとおりの職位の職務要件と所属公務員の人的要件を考慮し、適材適所に任用しなければならない。

- ・ 職位の職務要件：
 - ①職務の種類及び専門性
 - ②職務に必要な能力水準
 - ③職務に必要な人格特性
 - ④職務の組織上の比重
 - ⑤その他当該職務遂行に必要な要件
- ・ 公務員の人的要件：
 - ①職類
 - ②経歴、学歴及び専攻分野
 - ③訓練実績
 - ④政策判断又は業務推進能力
 - ⑤統率能力

⑥性格及び信望度

⑦清廉度

⑧健康

⑨その他特記事項

- ウ 任用権者は職務の困難性と責任度により職位を等級化し、所属公務員の経歴と実績などにより能力を適切に発展させることができるように補職しなければならない。
- エ 国外訓練、国内委託訓練など特別訓練を受けた公務員又は6月以上の教育訓練を受けた公務員は特別な事情がない限り、その教育訓練内容と関連する職位に補職しなければならない。
- オ 特殊資格証を所持する公務員は、特別な事情がない限り、その資格証と関連する職位に補職しなければならない。
- カ 公務員は次の期間、補職なしに勤務できる。
- ・休職者の復職又は派遣された者の復職時に当該機関に該当職級の欠員がなく、その職級の定員に最初に欠員が発生する時までの期間
 - ・欠員補充が承認された派遣者の内、公務員教育訓練法による1年以上の特別訓練又は国際技術協力規定による1年以上の長期国外訓練のための2月以内の派遣準備期間
 - ・地方自治団体の廃止、設置、分割、合併など職制の新設及び改廃時の2月以内の機関新設準備期間

2 配置換えの制限

(1) 配置換え制限の一般原則

任用権者は次の場合を除いて、所属公務員をその職位に任用した日から1年以内に他の職位に配置換えできない。ただし、統計、戸籍、住民登録及び民願担当公務員は1年6月以内、監査、兵事、税務及び法務業務担当公務員は2年以内に配置換えできない。

ただし、次の場合は、配置換え制限期間であっても、配置換えさせることができる。

- ①職制上の最下位単位補助機関（係は除外）内において配置換えする場合
- ②機構の改廃又は職制及び定員の変更により該当公務員を配置換えする場合
- ③昇任又は降任による場合
- ④任用予定職位に関連する2月以上の特殊訓練経歴がある者、又は任用予定職位に相応する6月以上の勤務経歴又は研究実績がある者を該当職位に配置換えする場合
- ⑤懲戒処分を受けた者を配置換えする場合
- ⑥刑事事件に関連した嫌疑がある者を配置換えする場合

- ⑦ 試補公務員の場合
- ⑧ 任用権者を異にする機関に配置換えする場合
- ⑨ 監査担当公務員のうち、不適格者と認定される場合又は機関長が人事管理上特に必要であると認定する場合
- ⑩ 5級職以下一般職公務員及び技能職公務員を出生地の一般市、郡地域であるとか、配偶者又は直系尊属が居住する一般市、郡地域所在機関に配置換えする場合

④、⑥、⑩による配置換え制限期間内に配置換えさせようとする時は、当該人事委員会の議決を経なければならない。監査担当公務員を②、④、⑥、⑧、⑨、⑩による配置換え制限期間内に配置換えさせようとする時は、市、道は内務部長官、一般市、郡、区は市長、道知事の事前承認を得なければならない。

(2) 配置換え制限の特例

- ア 任用権者は、特別任用された公務員（1号の退職者再任用、4号の特殊学校卒業生任用、5号の1級公務員任用、7号の国家公務員任用を除く。）を配置換え制限期間内に配置換えすることができる①～⑥の場合から除外し、その最初の職位に任用された日から2年以内に他の職位に配置換え又は他の地方自治団体に転出させることはできない。
- イ 勤務予定地域又は勤務予定機関を事前に定め、実施した公開競争新規任用試験に合格し、任用された者は、機構の改廃であるとか、職制又は定員の変更による廃職又は過員となる場合を除いては、任用された日から3年以内に当該地域又は機関外に配置換えできない。
- ウ 任用権者は一般昇任試験要求中である所属公務員を、昇任候補者名簿作成単位を異にする機関に配置換え又は他の地方自治団体へ転出させることはできない。
- エ 定年が延長された公務員は、任用権者を異にする機関へ配置換え又は他の地方自治団体へ転出させることはできない。

第8節 人事交流

地方自治団体相互間、地方と国家間公務員の横断的異動ということができる人事交流は、任用権者を異にする機関間の異動という点において、任用権者単位機関内の異動である転補と区別する。

地方公務員法（第30条の2）をはじめとする関係法令において制度化している地方公務員の人事交流制度は次のとおりである。

1 計画による人事交流

内務部長官は地方自治団体にマンパワーの均衡ある配置と、地方自治団体の行政発展のために、地方自治団体相互間に人事交流の必要があると認定する時には人事交流計画を樹立し、内務部令が定める協議会の審議を経て、当該地方自治団体長にその実施を勧告できる。

この時、該当地方自治団体長は、正当な事由がない限り内務部長官の勧告を受け入れなければならない。

また一方、市長、道知事は当該地方自治団体及び当該地域内の地方自治団体相互間に人事交流が必要であると認定する場合には、市、道規則が定める協議会の審議を経て、人事交流をすることができる。

(1) 人事交流対象及び手続き

地方自治団体相互間に人事交流をすることができる場合は次のとおりである。

- ア 地方自治団体間のマンパワーの均衡ある配置と、地方行政の均衡ある発展のために5級職以上公務員を交流する場合
- イ 行政機関相互間の協助体制の増進及び公務員の総合的能力開発のために隣接地方自治団体間を交流する場合
- ウ 5級職以下公務員の縁故地配置のために必要な場合
- エ 内務部長官又は市長、道知事が人事交流人員を定める時には、事前に当該地方自治団体長の人事交流計画を樹立しなければならない。また、人事交流を実施する場合、地方自治団体長から交流対象者の推薦がある場合又は当該地方自治団体への転任要請がある場合、これを最大限に保障しなければならない。なお、当該地方自治団体長の同意なしには人事交流対象者の職位を事前に指定することはできない。

(2) 人事交流協議会の構成及び運営

ア 内務部に設置する人事交流協議会

委員長は内務部次官が務め、副委員長は内務部次官補が務める。委員は内務部地方行政局長及び市、道人事委員会委員長（副市長、副知事）が行う。協議会においては、①人事交流の基本方針、②人事交流計画、③その他、人事交流に関する委員が付議する事項を審議し、協議会の会議は毎年1回以上委員長が必要であると認定する場合に招集する。

イ 市、道に設置する人事交流協議会

内務部に設置する人事交流協議会の構成及び運用に準じ市、道規則で定め、運用する。

2 公務員個人別人事交流

地方自治団体長は地方公務員法第29条の3の規定により、他の地方自治団体長の同意を得て、その所属公務員を転入できる。

この時、所属公務員に対し、転出同意の要求を受けた地方自治団体長は15日以内に同意可否を通報しなければならない。

第4章 制度の具体的運用について

第1節 日本の制度との差異

前章において、韓国の地方公務員の任用における法令上の制度について述べてきた。その内容は、日本の制度と多くの部分で類似しているが、しかし、その運用面においては、かなりの差異が見受けられる。その特徴としては、①徹底した補職の原則、②内務部、市・道及び一般市・郡の人事の一体化、③全国同一制度をあげることができると思う。

1 補職の原則

補職の原則とは、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、採用、転補、転職及び昇任などの方法により充員することをいう。勿論、日本においても、この考え方を原則として人事異動を行っているが、韓国ではこの考え方が徹底しており、定期人事異動及び一斉採用というものも存在しておらず、欠員が生じる毎にそれに関する人事異動を実施している。

2 内務部、市・道及び一般市・郡の人事の一体化

内務部から市・道へ、市・道から内務部へ、市・道から一般市・郡へ、一般市・郡から市・道へという人事交流が日常的に行われており、それはあたかも一つの団体内での異動のようであり、各層団体が個別の人事権を持ち、他団体との人事交流があまりない日本とは大きな違いがある。このため、韓国では、日本のような「国家公務員」、「道(県)職員」、「一般市・郡(市町村)職員」の区別が明確でない。

3 全国同一制度

韓国においても、「国家公務員法」とは別に「地方公務員法」が制定され施行されているが、公務員の分類体系や職級の構造、採用・転補・昇進及び報酬体系、懲戒その他公務員の権利義務など、全ての面において国家公務員とほぼ同じであり、また全ての自治団体が完全に同一の地方公務員制度を採用している。

第2節 採用

1 道の現況

道においては、道内の市、郡に必要なない特殊な職類を除き、一般事務職等については、新規採用を行っていない。第1章第3節で示したとおり、道には9級職員がほとんどいないため、8級職に欠員が生じた場合、道内一般市、郡の職員の内から、①特別任用試験（転入試験）、②公務員教育院の成績優秀者（上位3名）、③一般市長、郡守の推薦の方法により採用する。

ただし、95年からは5級職採用試験（地方高等考試）が実施され、道の直接採用が始まることとなっている。5級職採用試験（地方高等考試）の募集状況は次のとおりである。

5級職採用試験（地方高等考試）の募集状況

団体名	総計	一般行政	一般農業	一般環境	一般土木
ソウル特別市	12	10		1	1
釜山広域市	8	5		1	2
大邱広域市	5	5			
仁川広域市	5	4			1
光州広域市	4	3			1
大田広域市	3	3			
京畿道	14	9	1	2	2
江原道	6	4	1		1
忠清北道	5	4			1
忠清南道	7	4	1	1	1
全羅北道	7	5	1		1
全羅南道	7	5	1		1
慶尚北道	6	4	1		1
慶尚南道	9	5	1	1	2
済州道	2	2			

2 一般市、郡の現況

道内一般市、郡においては、7級職及び9級職の公開採用試験及び特別採用により新規採用を行っている。ただし、公開採用試験の実施は道の人事委員会に委託し行ってい

る。また、採用時期は、それぞれの該当級に欠員が生じた時に採用されるため、日本のような一括採用方式とは異なり、試験合格者であっても、欠員が生じるまで自宅待機となる。

採用までのフローは次のとおりである。

試験→合格者決定→公務員教育院における研修→試験成績及び研修成績により採用候補者名簿を作成→各市郡が採用者を決定

94年度江原道、道内市郡の新規採用状況

合 計	7 級 職 採 用	9 級 職 採 用	特 別 採 用
4 2 2	2 0	3 0 2	1 0 0

第3節 昇任

道においては、欠員が生じた場合に、第3章第2節で述べた昇任候補者名簿を作成し、その候補者の中から審査により選抜し、任用する。ただし、この場合、同時に道内一般市、郡職員に対して特別任用試験を実施し、その成績優秀者と昇進候補者の能力を比較し、充員者を決定する。

道内市郡から特別任用試験により道庁職員となると、市郡職員より昇進が早いというメリットがあるため、優秀な人材を確保することができる。

法定昇任所要最低年数については、第3章第3節3において述べたとおりであるが、実際の標準昇任年数は次のとおりである。

道職員の標準昇任モデル

9 級 職 → 8 級 職 → 7 級 職 → 6 級 職 → 5 級 職
 2 年 4 年 5 年 6 年

第4節 内務部及び一般市、郡との人事交流

1 内務部との人事交流

本章第1節2で述べたように、韓国においては内務部と市・道間の人事交流が次のような形で日常的に行われている。

(例)

国家公務員に採用→道庁の係長へ転出（地方5級）→道庁の課長へ昇任（国家5級）
内務部の係長へ転出（国家5級）→道庁の局長へ昇任転出（国家4級）→内務部の課
長へ転出（国家4級）

2 道内一般市、郡との人事交流

本章第2節採用及び第3節昇任で述べたように、韓国においては、道と道内一般市、
郡の人事はほぼ一体のものであり、次のような人事交流が行われている。

(例)

市に採用（9級）→市役所内昇任（8級）→道庁へ転出（8級）→道庁内昇任（7、
6級）→市の課長へ昇任転出（5級）→道庁の係長へ転出（5級）→市役所の局長
へ昇任転出（4級）→道庁の課長へ転入（4級）

第5節 道庁内に配置されている国家公務員

95年6月の団体長選挙以前は、各団体長をはじめは、道庁内の主要職が大統領の任
命制であり、現在でも、法律により国家公務員が配置されている。道の場合、行政副知
事及び企画管理室長を除いた全ての局長・課長級の半分程度が国家公務員の身分であり、
一般市、郡の場合、副団体長が国家職の身分である。彼等に対しては、団体長は任用要
請権のみを行使するにとどまり、人事権においては各団体の独立性が保たれているとは
いいがたい状況である。現在、その国家公務員を配置している職を3年かけて徐々に、
地方公務員を配置する職に置き換えている最中である。現在の、江原道における国家4
級職以上の国家公務員の配置状況は次のとおりである。

江原道における一般職国家公務員の配置状況

級	人数	職 位
1級	1名	行政副知事
3級	2名	企画管理室長、東海出張所長
4級	7名	企画官、監査室長、保社環境局長、建設交通局長、山林局長、 農政局長、地域経済局長

本レポートの用語の定義

- ・職位：1人の公務員に付与することの出来る職務と責任
- ・職級：職務の種類、困難性と責任度が相当に類似する職位の群をいい、同一職級に属する職位に対しては、任用資格、試験、報酬その他人事行政において同一な取扱いを受ける。（階級と職列を合わせた概念）
（例）地方行政書記補、地方行政書記、地方行政主事補、地方行政主事、地方行政事務官など
- ・定級：職位を職級に配置すること。
- ・降任：同一の職列内での下位の職級に任命するとか、下位の職級がなく別の職列の下位職級に任用すること。
（例）地方行政主事→地方行政主事補又は地方税務主事補
- ・転職：職列を異にする任命
（例）地方行政主事→地方税務主事
- ・転補：同一の職級内での補職の変更
（例）総務課→市民課
- ・職群：職務の性質が類似する職列の群
（例）一般職の職群：行政、鉱工業、農林水産、保険医務、環境、交通、施設、通信など
- ・職列：職務の種類が類似し、その責任と困難性の程度が異なる職級の群
（例）行政職群の職列：行政、税務、運輸、教育行政、社会福祉、企業行政、電算、司書など
- ・職類：同一の職列内での担当分野が同一の職務の群
（例）行政職列の職類：一般行政、法務行政、財政・経済、国際交流、労政、文化、広報、監査、統計など

*職群、職列及び職類は地方公務員任用令別表1及び別表2参照

参考文献

地方公務員任用令別表 1

1 級ないし 9 級公務員職級表

職 群	職 列	職 類	階 級								
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 行政	行政	一般行政 法務行政 財政 国際交流 労政 文化広報 監査 統計	地方管理官	地方理事官	地方副理事官	地方書記官	地方行政事務官	地方行政主事	地方行政主事補	地方行政書記	地方行政書記補
			地方税務主事	地方税務主事補	地方税務書記	地方税務書記補					
			地方運輸主事	地方運輸主事補	地方運輸書記	地方運輸書記補					
			地方教育行政事務官	地方教育行政主事	地方教育行政主事補	地方教育行政書記	地方教育行政書記補				
			地方社会福祉事務官	地方社会福祉主事	地方社会福祉主事補	地方社会福祉書記	地方社会福祉書記補				
			地方電算事務官	地方電算主事	地方電算主事補	地方電算書記	地方電算書記補				
			地方司書書記官	地方司書事務官	地方司書主事	地方司書主事補	地方司書書記	地方司書書記補			
2 鉱工業	機械	一般機械 農業機械 機械運転 造船	地方工業理事官	地方工業副理事官	地方工業書記官	地方機械事務官	地方機械主事	地方機械主事補	地方機械書記	地方機械書記補	
			地方電気事務官	地方電気主事	地方電気主事補	地方電気書記	地方電気書記補				
			地方金属事務官	地方金属主事	地方金属主事補	地方金属書記	地方金属書記補				
			地方纖維事務官	地方纖維主事	地方纖維主事補	地方纖維書記	地方纖維書記補				
			地方化工事務官	地方化工主事	地方化工主事補	地方化工書記	地方化工書記補				
			地方資源事務官	地方資源主事	地方資源主事補	地方資源書記	地方資源書記補				
			地方農林事務官	地方農林副理事官	地方農林書記官	地方農林事務官	地方農林主事	地方農林主事補	地方農林書記	地方農林書記補	
3 農林水産	農業	一般農業 蚕業 植物防疫 農業化学	地方農林理事官	地方農林副理事官	地方農林書記官	地方農林事務官	地方農林主事	地方農林主事補	地方農林書記	地方農林書記補	
			地方林業書記官	地方林業事務官	地方林業主事	地方林業主事補	地方林業書記	地方林業書記補			
			地方畜産理事官	地方畜産副理事官	地方畜産書記官	地方畜産事務官	地方畜産主事	地方畜産主事補	地方畜産書記	地方畜産書記補	
			地方獣医書記官	地方獣医事務官	地方獣医主事	地方獣医主事補	地方獣医書記	地方獣医書記補			
			地方水産理事官	地方水産副理事官	地方水産書記官	地方水産事務官	地方水産主事	地方水産主事補	地方水産書記	地方水産書記補	
4 保健医療	保健	一般保健 食品衛生 医療技術 医務 薬務 看護	地方保健理事官	地方保健副理事官	地方保健書記官	地方保健事務官	地方保健主事	地方保健主事補	地方保健書記	地方保健書記補	
			地方食品衛生事務官	地方食品衛生主事	地方食品衛生主事補	地方食品衛生書記	地方食品衛生書記補				
			地方医療技術事務官	地方医療技術主事	地方医療技術主事補	地方医療技術書記	地方医療技術書記補				
			地方医務理事官	地方医務副理事官	地方医務書記官	地方医務事務官					
			地方薬務理事官	地方薬務副理事官	地方薬務書記官	地方薬務事務官	地方薬務主事	地方薬務主事補			
			地方看護理事官	地方看護副理事官	地方看護書記官	地方看護事務官	地方看護主事	地方看護主事補	地方看護書記		
5 環境	環境	一般環境 水質 大気 廃棄物	地方環境理事官	地方環境副理事官	地方環境書記官	地方環境事務官	地方環境主事	地方環境主事補	地方環境書記	地方環境書記補	

6交通	交通	交通		地方交通理事官	地方交通副理事官	地方交通書記官	地方交通事務官	地方交通主事	地方交通主事補	地方交通書記	地方交通書記補
	船舶	一般船舶 船舶航海 船舶機関		地方船舶理事官	地方船舶副理事官	地方船舶書記官	地方船舶事務官	地方船舶主事	地方船舶主事補	地方船舶書記	地方船舶書記補
	航空	一般航空 操縦 整備		地方航空理事官	地方航空副理事官	地方航空書記官	地方航空事務官	地方航空主事	地方航空主事補	地方航空書記	地方航空書記補
7施設	都市計画	都市計画		地方施設理事官	地方施設副理事官	地方施設書記官	地方都市計画事務官	地方都市計画主事	地方都市計画主事補	地方都市計画書記	地方都市計画書記補
	土木	一般土木 農業土木					地方土木事務官	地方土木主事	地方土木主事補	地方土木書記	地方土木書記補
	水道土木	水道土木					地方水道土木事務官	地方水道土木主事	地方水道土木主事補	地方水道土木書記	地方水道土木書記補
	建築	建築					地方建築事務官	地方建築主事	地方建築主事補	地方建築書記	地方建築書記補
	地籍	地籍					地方地籍事務官	地方地籍主事	地方地籍主事補	地方地籍書記	地方地籍書記補
	測地	測地					地方測地事務官	地方測地主事	地方測地主事補	地方測地書記	地方測地書記補
	8通信	通信士	通信士					地方通信理事官	地方通信副理事官	地方通信書記官	地方電務事務官
	通信技術	通信技術 電送技術					地方通信事務官	地方通信主事	地方通信主事補	地方通信書記	地方通信書記補
	電子通信技術	電子通信技術					地方電子通信事務官	地方電子通信主事	地方電子通信主事補	地方電子通信書記	地方電子通信書記補

地方公務員任用令別表 2

技能職公務員の職級及び定年表

職群	職列	職類	階					級					定年	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
鉄道現業	鉄道現業	鉄道現業	地方鉄道技長	地方鉄道技長	地方鉄道技長	地方鉄道技長	地方鉄道技長	地方鉄道員	地方鉄道員	地方鉄道員	地方鉄道員	地方鉄道員	地方鉄道員	58
土建	土木	土木						地方土木長	地方土木長	地方土木員	地方土木員	地方土木員	地方土木員	58
	建築	建築 配管						地方建築長	地方建築長	地方建築員	地方建築員	地方建築員	地方建築員	58
電信	通信	通信						地方通信長	地方通信長 地方通信員	地方通信員	地方通信員	地方通信員	地方通信員	58
	交換	交換						地方交換員	地方交換員	地方交換員	地方交換員	地方交換員	地方交換員	58
	電気	電気						地方電気長	地方電気長	地方電気員	地方電気員	地方電気員	地方電気員	58
機械	機械	機械 映写						地方機械長	地方機械長	地方機械員	地方機械員	地方機械員	地方機械員	58
	暖房	暖房						地方暖房員	地方暖房員	地方暖房員	地方暖房員	地方暖房員	地方暖房員	58
	運転	運転						地方運転員	地方運転員	地方運転員	地方運転員	地方運転員	地方運転員	58
画工	画工	画工						地方画工員	地方画工員	地方画工員	地方画工員	地方画工員	地方画工員	58
船舶	船舶	船舶						地方船長	地方船長	地方船長 地方船員	地方船員	地方船員	地方船員	58
	船舶機関	船舶機関						地方機関長	地方機関長	地方機関長 地方機関員	地方機関員	地方機関員	地方機関員	58
農林	農林	営林 園芸						地方農林員	地方農林員	地方農林員	地方農林員	地方農林員	地方農林員	58
	飼育	飼育						地方飼育員	地方飼育員	地方飼育員	地方飼育員	地方飼育員	地方飼育員	58
保健衛生	保健	保健						地方保健員	地方保健員	地方保健員	地方保健員	地方保健員	地方保健員	58
	看護助務	看護助務						地方看護助務員	地方看護助務員	地方看護助務員	地方看護助務員	地方看護助務員	地方看護助務員	58
	衛生	衛生 使役						地方衛生員	地方衛生員	地方衛生員	地方衛生員	地方衛生員	地方衛生員	58
事務補助	事務補助	打字 製図 筆記 計理 司書 編集						地方事務補助員	地方事務補助員	地方事務補助員	地方事務補助員	地方事務補助員	地方事務補助員	58
	電算	電算						地方電算員	地方電算員	地方電算員	地方電算員	地方電算員	地方電算員	58
	助務	助務 集配 検針 検数表 駐車団束						地方助務員	地方助務員	地方助務員	地方助務員	地方助務員	地方助務員	58
防護	防護	防護 警備						地方防護員	地方防護員	地方防護員	地方防護員	地方防護員	地方防護員	60

参考文献

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 9 5 地方行政主要統計 | 内務部発行 |
| 地方公務員制度 | 江原道地方公務員教育院発行 |
| 地方自治関連法令集 | 現代社会研究所発行 |
| 9 4 組織関連規則集 | 慶尚北道発行 |
| 9 4 人事実務便覧 | 総務処発行 |
| 韓国人事行政論 | 法文社発行 金重養著 |
| 邑面洞公務員人事管理改善方案
に関する研究 | 韓国地方行政研究院発行 |
| 大韓民国の地方選挙について | (財)自治体国際化協会発行 |

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -FEMA と US & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 -地殻変動をもたらした米国政治の動向-	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン -その過去・現在・未来-	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20